

感染症の予防のための施策の実施に関する計画
(鳥取県東部圏域感染症予防計画)

制定 令和6年3月31日

鳥取市保健所

<目次>

第一 感染症予防の推進の基本

1 目標（目指すべき姿）	2
2 施策の方向性	2
3 鳥取市保健所の果たすべき役割	2
4 鳥取県との連携	2

第二 東部圏域の感染症に係る状況

1 概況	3
2 現状及び課題	3

第三 感染症の発生予防のための施策

1 感染症発生動向調査	8
2 結核の発生予防と早期発見	8
3 エイズ・性感染症対策	9
4 蚊及びダニ媒介感染症対策	9
5 予防接種	9
6 感染症対策と食品衛生対策の連携	9
7 感染症対策と環境衛生対策の連携	9
8 関係各機関及び団体との連携	9

第四 感染症のまん延防止のための施策

1 検体の採取等の勧告、健康診断、就業制限及び入院措置	10
2 感染症の診査に関する協議会	10
3 消毒その他の措置	10
4 積極的疫学調査	10
5 感染症対策と食品衛生対策の連携	10
6 感染症対策と環境衛生対策の連携	10
7 関係各機関及び団体との連携	11
8 臨時の予防接種	11

第五 感染症に関する情報の収集、調査及び研究

1 情報の収集、調査及び研究の推進	11
2 関係各機関及び団体との連携	11

第六 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

1 総合的な病原体等の検査情報の収集・分析及び還元体制の構築	11
2 検査体制（検査の実施件数（実施能力））	11
3 関係各機関及び団体との連携	12

第七 感染症に係る医療を提供する体制の確保及び感染症患者の移送体制

- 1 感染症に係る医療を提供する体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 2 結核医療の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 3 感染症患者の移送体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 4 関係各機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3

第八 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備

- 1 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活環境の整備
・・ 1 3
- 2 関係各機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3

第九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重

- 1 啓発及び知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- 2 人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- 3 関係各機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4

第十 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上

- 1 感染症予防に関する人材の養成及び資質の向上・・・・・・・・・・・・ 1 4
- 2 研修・訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5

第十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

- 1 予防に関する体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
- 2 鳥取市保健所の体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5

第十二 緊急時における危機管理対応

- 1 鳥取市新型インフルエンザ等対策本部の設置及び機動的対応・・・・・・・・ 1 6
- 2 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策・・・・ 1 6
- 3 緊急時における国との連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6
- 4 地方公共団体相互間の連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
- 5 緊急時における情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7

第十三 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

- 1 施設内感染の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
- 2 災害防疫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
- 3 動物由来感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
- 4 薬剤耐性対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7

感染症の予防のための施策の実施に関する計画

はじめに

感染症を取り巻く状況は、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、健康・衛生意識の向上、人権の尊重及び行政の公正性・透明性の確保の要請、国際交流の活発化、航空機による大量輸送の進展等、大きく変化している。

このように感染症を取り巻く状況は日々変遷しており、新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。以下同じ。）の発生の懸念も含め、海外から様々な感染症が国内に持ち込まれるおそれがあることから、引き続き人権尊重を図りつつ、健康危機管理の観点から迅速かつ的確な対応を行っていく必要がある。

また、感染症の発生予防とまん延の防止、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供、感染症及び病原体等に関する調査・研究の推進、病原体等の検査体制の確立、人材育成、啓発や知識の普及、情報の提供・公開を行うとともに、国や他の地方公共団体相互の連携と役割分担を明確にし、感染症対策を総合的に推進する必要がある。

このような中、令和元年12月に中国武漢市で原因不明の肺炎患者が確認された後、令和2年1月15日に国内で初めて確認され、3年以上に渡って流行が繰り返された新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等を目的として、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等の改正が令和4年12月2日に成立した。

本計画は、感染症法第10条の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）及び鳥取県が定めた感染症予防計画に即し、鳥取県東部圏域（本市並びに岩美郡岩美町並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町（以下「東部地域4町」という。）の区域をいう。以下「東部圏域」という。）における感染症の予防のための施策の実施に関する計画である。

なお、基本指針は、状況変化等に的確に対応する必要があることから、少なくとも6年ごとに再検討を加え、必要があると認められるときには変更するとされており、本計画についても国の見直し状況も見据えながら6年ごとに再検討を加え、必要な措置を行っていく。

第一 感染症予防の推進の基本

1 目標（目指すべき姿）

感染症の発生予防及びまん延防止を図るとともに、感染症患者への良質かつ適切な医療提供体制を整備する。

2 施策の方向性

- (1) 感染症のまん延を防止するとともに、住民の生命及び健康を保護し、並びに住民の生活及び経済に及ぼす影響を最小とするため、感染症法や新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づき、国及び鳥取県等関係機関と連携し、平時から感染症の発生・まん延時に備えた体制整備を図るとともに、感染症が発生した場合は、病原性や感染力に応じて柔軟に対応する。
- (2) 感染症対策の推進にあたっては、鳥取県感染症対策センター（県版CDC）の機能や鳥取県感染症対策連携協議会を活用し、対策の推進に係る機関・団体等と相互に連携を図りながら取り組むとともに、本計画等についての協議や取組状況の検討を行い、改善を図る。また、新興感染症発生時には連携して機動的に対応する。

3 鳥取市保健所の果たすべき役割

- (1) 鳥取市保健所は、施策の実施に当たり地域の特性に配慮しつつ国、県並びに東部地域4町及び本市の関係部局との連携を図りつつ、感染症の予防及びまん延の防止のための施策を講じるとともに、
 - ア 正しい知識の普及
 - イ 情報の収集・整理・分析及び提供・公開
 - ウ 人材の養成及び資質の向上
 - エ 迅速かつ正確な検査体制の整備
 - オ 医療体制の整備など感染症対策に必要な基盤の整備を促進する。

この場合、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する国際的動向を踏まえるとともに、感染症の患者等の人権を尊重することが必要である。
- (2) 鳥取市保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として位置づけるとともに、県の中部・西部の各総合事務所（保健所）及び本県における感染症の技術的・専門的機関として位置づけられる県衛生環境研究所と連携を図りながら、機能強化をはじめとした対応を促進する。
- (3) 鳥取市保健所は、複数の都道府県等にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、県や関係ある都道府県等と相互に協力しながら感染症対策を行う。

また、このような場合に備えるため、国と連携を図りながらこれらの都道府県等との協力体制についてあらかじめ協議をしておく。

4 鳥取県との連携

本市は、平成30年4月の中核市移行に伴い、平成30年3月27日付けで県と締結した保健所業務等に関する事務の委託に関する規約等に基づき、県から東部地域4町に対する保健所サービスの一部を受託等しており、東部圏域の感染症対策を行っている。

住民の健康危機管理に係る感染症は、圏域を越え人命に関わる大きな影響があることから、県全域で体制を整え取り組む必要がある。

このため、鳥取市と県は、同規約等に基づき、相互に連携を図りながら感染症対策に取り組んでいく。

また、感染まん延防止等の観点において県と患者情報を共有する場合は、個人情報の保護に留意のうえ、情報共有する協定を別途定めるなどして適切に対処する。

第二 東部圏域の感染症に係る状況

1 概況

(1) 地理的特性

東部圏域は、鳥取県の東部に位置し、北は日本海に面し、東は兵庫県、西は湯梨浜町及び三朝町、南は岡山県と接し、中国山地から日本海へ北流する千代川流域にひらけた鳥取平野と日本一の鳥取大砂丘を有している。

(2) 交流人口の現状

経済活動の活発化と国際化により、人の動きも広範囲に活発な動きを見せている。東部圏域でも海外を結ぶ国際チャーター便（鳥取—台北便）が鳥取砂丘コナン空港発着で運航され、また、鳥取港に国際クルーズ客船が寄港するなど、北東アジアを中心とした海外との間で今後も人や物の交流・移動が活発に行われていくものと思われる。

なお、海外から来航する船舶や航空機に対しての検疫業務は県下1ヶ所の検疫所（広島検疫所境出張所）で行っている。

2 現状及び課題

(1) 現状

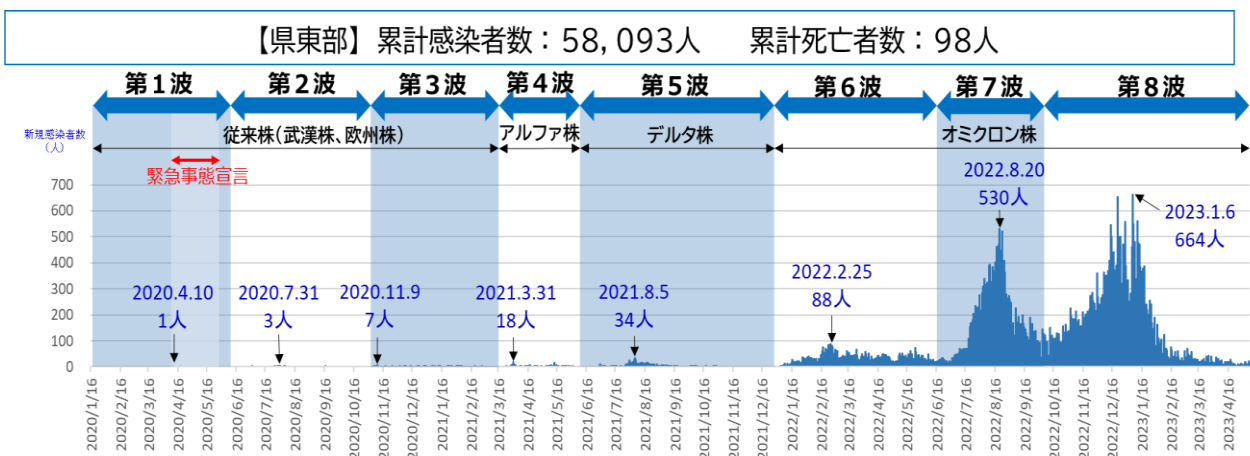
ア 新型コロナウイルス感染症

(ア) 患者等の発生状況

新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月に中国武漢市で原因不明の肺炎患者が確認された後、令和2年1月15日に国内初、同年4月10日に県内初の感染者が確認されて以降、令和5年5月8日に5類感染症に移行するまで3年以上に渡って流行が繰り返された。

この間、第8波までの各流行期を経るごとに感染者が増加し、東部圏域では58,093名、県内で累計143,971名の感染者が発生した。

<新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数の推移（～令和5年5月7日）>



(イ) 患者等への医療提供等の状況

各流行期を経る過程で、いつ、どの程度の感染拡大が発生するか見通しが不透明な中、変異するウイルスの特性や感染者数に応じて、必要な対応や体制整備を柔軟に行った。

a 第1～4波（令和2年1月～令和3年6月）

県内感染初期の初動対応から県が策定した「早期検査」「早期入院」「早期治療」といった方式を基本として患者対応を実施すると共に県と連携し、サーベイランス・丁寧な疫学調査・幅広い検査、診療・検査医療機関での外来対応、入院協力医療機関の確保病床での入院治療及び無症状者等の宿泊療養といった新型コロナに対する基本的な対応の枠組みを構築した。

b 第5波（令和3年6月～12月）

デルタ株が主流となった第5波は、第4波までと比べて感染者数が増加し、従来の対応では病床がひっ迫する状況が懸念されることとなった。また、感染対策上、診療所での感染制御が困難で、レントゲンやCT検査に対応できる施設が少ない状況であった。そのため、鳥取県と連携し、メディカルチェックで病状の評価を行い入院等療養先の調整を行う体制を構築し、宿泊及び在宅療養も組み合わせた方式へ対応を変更した。

c 第6波～第8波（令和4年1月～令和5年5月）

波を経るごとに感染者数が大幅に増加したが、感染力は強い一方で病原性は低いというオミクロン株の特徴も踏まえ、原則在宅療養として健康観察や食料品配送など療養支援を重層化し強化。症状や重症化リスク等に応じた入院調整により、医療提供体制への負荷を最小限に抑え、可能な限り死亡者や重症者の発生を抑制する対応を行った。

d 5類移行後（令和5年5月8日～）

感染症法上の位置づけが5類感染症となったことに伴い、新型コロナウイルス感染症に対する各種の対応は、一定の経過措置を設けた上で、インフルエンザ等と同様に幅広い医療機関で外来・入院等の対応を行う体制に移行した。

イ その他の感染症

定点把握対象感染症（8ページ参照）については、インフルエンザは新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年以降は激減したが、感染性胃腸炎、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、RSウイルス感染症は多く発生している。

全数把握対象感染症（9ページ参照）について、新型コロナウイルス感染症を除くと、年間で最も多い疾病は、過去5年間とも結核であった。

3類感染症については、腸管出血性大腸菌感染症が毎年数件発生している。

4類感染症については、令和2年に県内で初めて重症熱性血小板減少症候群（SFTS）が確認され、同年、鳥取市保健所管内でも確認された。その他にも日本紅斑熱やつつが虫病といったダニ媒介感染症が毎年鳥取市保健所管内で継続して報告されているほか、デング熱やマラリアといった蚊媒介感染症の輸入症例が散発的に発生している。

5類感染症（全数）については、梅毒が全国と同様に増加傾向にあり、後天性免疫不全症候群（HIV感染症を含む。）についても、継続的に発生している。また、麻しん・風しんも断続的に発生している。

ウ 結核

全国の令和3年の結核罹患率（人口10万対）は9.2となり、結核低まん延国となった。鳥取県においても減少傾向は続いている。

新規患者数の内訳をみると、65歳以上が全体の8割を占めており、特に70歳以上の占める割合が年々高くなっている。また近年、外国生まれの患者が増加傾向にあり、特に若年層に占める割合が高くなっている。

(2) 課題

近年の各感染症の発生動向は、新型コロナウイルス感染症の流行による影響も考えられ、インフルエンザでは令和2年以降は減少したものの、令和5年は例年より早い流行になるなど例年と異なる傾向が見られている。そのため、感染症発生動向調査により引き続き感染動向を随時把握し的確な対応を行っ

ていく必要がある。さらに、腸管出血性大腸菌等経口感染の可能性のある感染症については、迅速な感染経路の特定に努め、必要に応じて感染予防について啓発を行う必要がある。

また、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、日本紅斑熱などのダニ媒介感染症の継続的な発生に対しては、東部地域4町及び本市の関係部局と連携し、予防や早期受診について、啓発を継続することが必要である。さらに、梅毒の増加傾向等を踏まえて、クラミジア等他の感染予防対策と併せた若年層等への啓発を行っていくことが必要である。

結核について、罹患率は減少傾向であるものの、高齢者が占める割合の増加傾向が続くとともに、近年、外国生まれの患者が若年層で増加していること、また、接触者検診の受診に至らないケースがある状況などを踏まえ、発症予防・患者の早期発見・適切な治療完遂の取組を引き続き実施していくことが必要である。

令和4年にエムポックスが世界的に増加し、令和5年に入り国内でも報告数が増加しているため、これまで鳥取市保健所管内での発生例はないものの、注意が必要な状況である。

< 定点把握対象感染症の発生推移（東部圏域） >

(単位：件)

感染症名	H30	R1	R2	R3	R4	推移グラフ
インフルエンザ	3,949	3,144	1,220	0	15	
RSウイルス感染症	159	313	9	482	355	
咽頭結膜熱	103	106	71	90	95	
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	1,490	1,929	1,968	1,975	1,162	
感染性胃腸炎	2,623	2,352	1,227	1,383	1,530	
水痘	54	150	55	84	16	
手足口病	164	1,120	41	269	112	
伝染性紅斑	6	150	93	1	1	
突発性発しん	141	115	138	114	83	
感染症名	H30	R1	R2	R3	R4	推移グラフ
ヘルパンギーナ	145	152	125	166	19	
流行性耳下腺炎	10	13	3	2	1	
急性出血性結膜炎	3	1	0	1	0	
流行性角結膜炎	52	72	35	17	29	
細菌性髄膜炎	5	2	3	3	2	
無菌性髄膜炎	15	7	2	2	5	
マイコプラズマ肺炎	21	11	0	0	0	
クラミジア肺炎	1	1	0	0	0	
感染性胃腸炎(ロタウイルス)	33	19	2	0	0	

※件数については、指定届出機関（患者定点）から報告された患者数を示しており、東部圏域全体の患者数ではない。

<全数把握対象感染症の発生推移（東部圏域）>

（単位：件）

感染症名		H30	R1	R2	R3	R4
一類	エボラ出血熱	発生なし				
	クリミア・コンゴ出血熱					
	痘そう					
	南米出血熱					
	ペスト					
	マールブルグ病					
	ラッサ熱					
二類	急性灰白髄炎	発生なし				
	結核	25	16	19	25	18
	ジフテリア	発生なし				
	重症急性呼吸器症候群（SARS）					
	中東呼吸器症候群（MERS）					
	鳥インフルエンザ（H5N1）					
	鳥インフルエンザ（H7N9）					
三類	コレラ	発生なし				
	細菌性赤痢	発生なし				
	腸管出血性大腸菌感染症	7	6	3	4	5
	腸チフス	発生なし				
	パラチフス	発生なし				
四類 ※抜粋	E型肝炎	1	1	1	0	0
	A型肝炎	発生なし				
	エムボックス（サル痘）	発生なし				
	重症熱性血小板減少症候群（SFTS）	0	0	1	3	1
	つつが虫病	4	3	3	3	0
	デング熱	0	2	0	0	0
	日本紅斑熱	2	0	9	8	7
	マラリア	0	0	0	0	1
	レジオネラ症	4	4	10	1	3
	レプトスピラ症	発生なし				
五類 ※抜粋	アメーバ赤痢	2	3	1	1	1
	ウイルス性肝炎	0	1	0	0	0
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	6	6	2	2	2
	急性脳炎	0	1	1	2	1
	クリプトスポリジウム症	発生なし				
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	0	0	1	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2	1	2	1	0
	後天性免疫不全症候群（HIV感染症を含む）	1	2	0	1	0
	ジアルジア症	発生なし				
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	0	0	0	1
	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	0	1	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	6	8	4	1	4
	水痘（入院例）	1	0	5	1	1
	梅毒	9	17	11	9	7
	播種性クリプトコックス症	1	1	0	0	0
	破傷風	1	0	0	0	0
	百日咳	51	21	3	1	1
	風しん	0	0	0	0	0
	麻疹	0	1	0	0	0
	薬剤耐性アシネトバクター感染症	発生なし				

感染症名	H30	R1	R2	R3	R4	R5(5/7まで)
新型コロナウイルス感染症			114	3,738	53,686	555

第三 感染症の発生予防のための施策

1 感染症発生動向調査

(1) 鳥取市保健所、県及び国は、感染症に関する情報を収集及び分析し、住民や医師等医療関係者に対して感染症に関する情報を提供・公表し、感染症の予防に関する施策を推進する。

(2) 感染症の情報収集、分析及び公表は、医療機関からの電磁的方法による情報の報告など、全国的な感染症発生動向調査の情報基盤を活用し、精度管理を含めた全国一律の基準及び体系で進めていく。

特に現場の医師に対して、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、県医師会等を通じ、その協力を得ながら適切に進める。

また、鳥取市保健所は地域における感染症対策の中核的機関との位置づけから、地域の特性に応じた適切な方法により情報の収集・分析及び提供を県と連携して行う。

<鳥取市保健所管内における国が定める基準に従った定点数>

小児科定点		8	
インフルエンザ / COVID-19 定点	小児科	(8)	12
	内科	4	
眼科定点		2	
STD定点		3	
基幹定点		2	
合計		27 (8)	

注) ()内、小児科定点数は再掲数。

(3) 県衛生環境研究所を中心として、病原体に関する情報が統一的に収集、分析等がなされ、かつ、患者に関する情報とともに体系的かつ一元的に機能する感染症発生動向調査体制を構築していく。

(4) 鳥取市保健所は、感染症に関するその他のサーベイランス（学校欠席者サーベイランス、鳥取県抗菌薬耐性サーベイランス等）を積極的に活用し、県と連携して感染症の発生及び予防に関する施策を講じる。

2 結核の発生予防と早期発見

(1) 感染症法第53条の2の規定に基づく定期の健康診断

事業者、学校、医療機関、社会福祉施設等の長及び市長による感染症法第53条の2の規定に基づく定期の健康診断について、効果的かつ確実な実施を推進し、患者の早期発見、早期治療につなげる。

また、鳥取市保健所は健康診断の実施主体からの求めに応じて技術的支援・助言を行うとともに、社会福祉施設や私立学校等に対して予算の範囲内で補助を行う。

【参考】定期の健康診断の対象者等（概要）

実施主体	対象者及び定める時期
学校長	高校、大学等学校（修業年限1年未満を除く）→ 入学時
事業者	学校、病院・診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設従事者 → 毎年度
施設長	拘置所・刑務所の収容者 → 20歳以上に達する日の属する年度以降について毎年度 社会福祉施設の入所者 → 65歳以上に達する日の属する年度以降について毎年度
市町村長	居住者 → 65歳以上に達する日の属する年度以降について毎年度 特に必要と認められる者 → 市町村が定める定期

(2) 感染症法第17条の規定に基づく健康診断

感染症法第17条の規定に基づく健康診断を行う場合は、関係者の理解と協力を得つつ、関係機関と密接な連携を図り、集団感染や広域発生の可能性も念頭に置きつつ感染源及び感染経路の究明を迅速に進める。

また、実施に当たっては、対象者のプライバシーの保護に十分注意を払って実施するものとする。

(3) BCG接種

鳥取市保健所は、BCG接種に関する正しい知識の普及を進め、接種の意義について住民の理解を得るとともに、東部圏域においては、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき適切に実施する。

(4) 外国生まれ結核患者対策

外国生まれの結核患者が若年層を中心に増加している状況を踏まえ、結核罹患率の高い国からの入国前結核スクリーニング検査が開始される予定であり、鳥取市保健所においても、早期発見・早期治療につなげるため、健康診断の確実な受診や有症状時の早期受診等について、受入事業所や関係者への啓発等に取り組む。

3 エイズ・性感染症対策

エイズ発症後にHIV感染が判明する「いきなりエイズ」が確認されていることや梅毒の増加傾向を踏まえ、早期発見、早期治療につなげるため、鳥取市保健所における無料・匿名検査の実施や、高校生、専門学校生、大学生などの若い世代を含め、広く啓発活動を積極的に行う。

4 蚊及びダニ媒介感染症対策

蚊媒介感染症については、デング熱の輸入症例が鳥取市保健所管内で確認されるとともに、令和元年には国内感染例も確認されており、留意して対応する。

ダニ媒介感染症については、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）や日本紅斑熱、つつが虫病が鳥取市保健所管内でも毎年確認されており、治療が遅れると重症化することから感染予防や早期受診を促していく。

5 予防接種

予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、適切に予防接種が行われるようワクチンに関する情報を提供するとともに、国及び県との連携を図り、実施体制の整備を進める。

6 感染症対策と食品衛生対策の連携

感染症対策担当部門と食品衛生担当部門は、腸管出血性大腸菌感染症等の食中毒と感染症の両方の側面を有する感染症があることから、効果的な役割分担と情報交換等を行いながら対応に当たり、その予防対策の普及啓発等について、連携・協力を密にする。

7 感染症対策と環境衛生対策の連携

感染症対策担当部門と環境衛生担当部門は、レジオネラ症や蚊媒介感染症など、水や入浴・空調設備、ねずみ族、昆虫等を介する感染症の発生予防対策において、地域住民に対する正しい知識の普及、情報の提供等並びに関係業種への指導、緊急時の駆除等の対応の協力体制等について相互に連携し、対策を講じる。

8 関係各機関及び団体との連携

感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくためには、国や県・市町村の感染症対策担当部門、食品衛生担当部門、環境衛生担当部門が相互に適切に連携を図っていくことが基本であるが、学校、企業等の

関係機関や団体との連携、さらに、国、県及び市町村の連携、隣接県や中国各県相互、県医師会等の医療関係団体の連携を構築しておく。

また、感染症対策担当部門は、県衛生環境研究所、民間検査機関、病院等と平時より病原体検査及び調査分析について協定等を締結するなど、役割分担を明確にし、感染症発生時には迅速かつ適切な対応ができるよう準備しておくとともに、今回の新型コロナウイルス感染症で下水道庁舎の施設をPCR検査会場としたように、市施設管理者等との想定準備を実施しておく。

検疫所において一類感染症等の病原体の保有が明らかになり、又は検疫感染症の病原体に感染したおそれのある入国者から健康異状を確認し、本市に通知された場合には、当該検疫所と十分連携を図りながら対応する。

第四 感染症のまん延防止のための施策

1 検体の採取等の勧告、健康診断、就業制限及び入院措置

検体の提出・採取、健康診断、就業制限及び入院措置の適用に当たっては、感染症の発生及びまん延に関する情報を患者等に提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権尊重の観点から必要最小限にとどめること等に留意して対応する。

2 感染症の診査に関する協議会

感染症の診査に関する協議会（以下「診査協議会」という。）は、鳥取市保健所に設置し、感染症のまん延の防止の観点から、感染症に関する専門的な判断を行うとともに、患者等の医療及び人権尊重の視点から審議を行う。

3 消毒その他の措置

東部地域4町及び本市の関係部局並びに県は、消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入り制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるに当たっては、個人の権利に配慮し、必要最小限のものとするとともに、関係機関との連携を図り、可能な限り関係者の理解を得ながら実施する。

4 積極的疫学調査

- (1) 積極的疫学調査は、鳥取市保健所が主体となって、病原体検査を担う県衛生環境研究所等検査機関と連携を図りつつ、関係者の理解と協力を得て実施する。
- (2) 積極的疫学的調査を実施する場合にあっては、必要に応じて国及び国立試験研究機関（国立感染症研究所、独立行政法人国立国際医療研究センター等）、他の都道府県等の地方衛生研究所の協力を求め、実施する。
- (3) 疫学調査の効果的な実施方法については、研修等を通じて能力の向上に努める。
- (4) 緊急時において、国が積極的疫学調査を実施する場合においては、国と連携して実施する。

5 感染症対策と食品衛生対策の連携

食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合は、食品衛生担当部門と感染症対策担当部門、さらに県や他の保健所等と連携を図り、原因の究明を行う。

6 感染症対策と環境衛生対策の連携

水や入浴・空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症が疑われる感染症が発生した場合には、必要

に応じ環境衛生担当部門と連携し、原因の究明を行うとともに、まん延防止のための対策を講じる。

7 関係各機関及び団体との連携

- (1) 特定の地域に感染症が集団発生した場合は、医師会等の各医療機関関係団体及び近隣の市町村並びに国及び他自治体と連携して情報収集し必要な措置を講じまん延防止に努める。
- (2) 他の都道府県及び保健所設置市と、感染症対策担当者名簿等を活用して連携を図る。

8 臨時の予防接種

鳥取市保健所は、感染症のまん延の防止のため緊急の必要があるときは、国、県及び東部地域4町及び本市の関係部局と連携し予防接種法第6条に基づく臨時の予防接種を行う。

第五 感染症に関する情報の収集、調査及び研究

1 情報の収集、調査及び研究の推進

- (1) 感染症の情報の収集、調査及び研究の推進に当たり、鳥取市保健所、県及び県衛生環境研究所は、互いに連携を図りつつ、必要に応じて国からの支援を得て計画的に取り組む。
- (2) 鳥取市保健所は、必要に応じて、事例の集積等による疫学的な調査及び研究を県衛生環境研究所等との連携のもとに進め、感染症情報の発信拠点としての役割を果たしていくことに努める。

2 関係各機関及び団体との連携

- (1) 新興感染症が発生した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるためには、まず新型インフルエンザウイルス等の出現を迅速かつ的確に把握することが不可欠であることから、県、国、他の地方自治体、各市町村、大学等関係機関と連携し、国内外の情報収集に努める。
- (2) 新興感染症の感染力や重篤性等の知見・情報を踏まえつつ、感染症患者の発生届や積極的疫学調査を通じて、患者の発生状況を把握し、迅速かつ効果的な感染拡大防止の対応を行うことで、まん延防止の取組を実施する。

第六 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

1 総合的な病原体等の検査情報の収集・分析及び還元体制の構築

鳥取市保健所は、国及び県と連携して、病原体等に関する情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報が迅速かつ総合的に分析され、住民へ適切に情報提供できるよう努める。

2 検査体制（検査の実施件数（実施能力））

数値目標における検査の対象は、「有症状者」や「濃厚接触者」とし、検査の種類は、核酸検出検査（PCR検査等）とする。

発熱外来で対応する患者数及び行政検査に対応できる能力の確保を目指す。

<検査体制>

項目	【流行初期期間】 発生公表後1カ月程度		【流行初期期間経過後】 発生公表後6カ月程度以内	
	【鳥取県】	【鳥取市保健所】	【鳥取県】	【鳥取市保健所】
検査の実施能力（件/日）	2,700件/日	—	5,900件/日	—
県衛生環境研究所	84件/日	(34件/日)	756件/日	(307件/日)
医療機関、民間検査機関等	2,616件/日	—	5,144件/日	—

※鳥取市保健所の検査件数は、鳥取県の内数であり、感染症の発生状況により、鳥取県と適宜、調整を行う。

3 関係各機関及び団体との連携

鳥取市保健所は、新興感染症が発生し、まん延が想定される際に、流行初期の段階から病原体等の検査が円滑に実施されるよう、鳥取県感染症対策連携協議会等を活用し、医療関係者、県衛生環境研究所、民間の検査機関等の関係者と協議の上、平時から計画的な準備を行う。

鳥取市保健所は、感染症の病原体等の情報の収集においては、医師会等の医療関係団体や民間検査機関等と連携を図り収集体制の構築を行っていく。

第七 感染症に係る医療を提供する体制の確保及び感染症患者の移送体制

1 感染症に係る医療を提供する体制の確保

- (1) 新興感染症については、入院患者数及び外来受診者の急増が想定されることから、県が平時から感染症法に基づき締結する医療措置協定等により、当該感染症患者の入院体制及び外来体制や、当該感染症の後方支援体制を迅速に確保する。
- (2) 県は、感染症患者の入院を担当させる医療機関を指定し、鳥取市保健所は、確保された病床に円滑に入院できるよう必要な入院調整を行う。また、県は、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、宿泊施設の確保など、感染症患者に対する医療提供体制を整備等、鳥取市保健所管内医療機関及び医師会等と連携し、適切に医療提供体制が運用されるよう努める。

2 結核医療の提供

- (1) 結核患者や潜在性結核感染症の患者に対して、早期に適切な医療を提供し、疾患を治療させ、周囲への結核のまん延を防止する。基礎疾患を有する高齢者等に対する合併症を含めた複合的な治療、増加している外国生まれ患者の特性等に応じた対応、多剤耐性結核の発生防止等も念頭に置き、治療や療養に必要な対応に努める。
- (2) 確実な治療のため、潜在性結核感染症の患者を含め結核患者を中心としてその生活環境に合わせて、直接服薬確認（DOTS）等による服薬支援、治療成績の評価等を含む包括的な結核対策を構築し、人権を尊重しながら、関係機関と連携して適切な医療提供を行う。
- (3) 結核患者が最初に診察を受ける医療機関は多くの場合一般の医療機関であることから、県及び鳥取市保健所は、一般の医療機関で結核患者への適正な医療の提供ができるよう、研修、啓発資料の配布等により、患者発生状況、結核医療の基準、公費負担制度など結核に関する最新情報の提供を行い、結核に関する資質向上に努める。

3 感染症患者の移送体制

鳥取市保健所は、「感染症の患者の移送の手引き」（平成16年3月31日付け厚生労働省健康局結核

感染症課長通知)を参考とし、東部圏域の感染症患者の適切な移送手段を確保する。

(1) 一類感染症等の患者移送に際し、鳥取市保健所は、国に技術的指導、助言等を得ながら対応する。

鳥取市保健所は、第一種感染症指定医療機関へ患者を移送するための車両を配置し、平時から患者発生に備えて訓練実施や資機材の準備等の体制整備を行っていく。

また同時に複数の患者が発生し、鳥取市保健所の移送能力を超える場合は、「エボラ出血熱患者移送に係る医師の救急車への同乗について(平成28年3月23日付け第201500191929号鳥取県福祉保健部長通知)」に基づき、消防機関及び感染症指定医療機関の医師の協力を得ながら移送を行う。

さらに車両の先導支援等が必要な場合は、平成26年10月30日付け健感発1030第1号厚生労働省健康局結核感染症課通知に基づき、警察機関の協力を得ながら移送を行う。

(2) 二類感染症等の患者の移送については、鳥取市保健所が適切な移送の手段を確保する。患者の症状が重い場合等は感染症の診断を行った医療機関又は指定医療機関の協力を求める。

なお、医療機関又は指定医療機関の移送が不可能な場合は、消防機関の協力を得る。この場合は、鳥取県東部広域行政管理組合消防局長に対して鳥取市保健所が直接要請する。

(3) 鳥取市保健所は、平時から消防機関に対して、情報を提供するなど密接な連携を図り、広域的又は大規模な集団発生が起きた場合や緊急を要する場合等、関係市町村及び消防機関に対して、二類感染症等の患者の移送の協力を要請する。

(4) 医療機関において、消防機関により移送された傷病者が感染症法第12条第1項第1号に規定する患者であると判断した場合には、当該医療機関は当該消防機関に対してその旨を連絡する。

(5) 感染症患者の移送の確保に当たっては、感染の拡大及び移送に関わる関係者等の感染予防に十分留意する。

4 関係各機関との連携

(1) 鳥取市保健所は、国、県と協力し、総合的な感染症対策について協議する等、十分な連携を図る。

(2) 鳥取市保健所は、鳥取市保健所管内の地区医師会、感染症指定医療機関、一般の医療機関等と情報交換を行う等、緊密な連携を図る。

第八 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備

1 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活環境の整備

(1) 鳥取市保健所は、医療機関、医師会、薬剤師会、看護協会、民間事業者への委託等を活用しつつ外出自粛対象者が体調悪化時等に、適切な医療に繋げることができる健康観察の体制を県と連携して確保する。

(2) 外出自粛により、生活上必要な物品等の物資の入手が困難になり、当該対象者について生活上の支援を行うことが必要になることから、鳥取市保健所は、県と連携し、物資購入が困難な世帯に、民間事業者への委託を活用しつつ、食料品等の生活必需品等を支給するなどの支援体制を確保する。

2 関係各機関との連携

(1) 鳥取市保健所は、福祉ニーズのある外出自粛対象者が適切な支援を受けられるよう、介護サービス事業者や障がい福祉サービス事業者等による必要なサービス提供が図られるよう、高齢者及び障がい者に

関する部局並びに関係機関と連携して対応する。

- (2) 外出自粛対象者が高齢者施設等や障がい者施設等において過ごす場合に備え、鳥取市保健所は、県と連携し、施設の嘱託医・協力医、看護職員をはじめ、施設関係者に対し、療養上の留意事項、ゾーニング等の感染対策に係る研修・助言を行うなど、新興感染症の発生及びまん延時において施設内における感染のまん延防止を図る。この際、鳥取市保健所は、高齢者及び障がい者に関する部局と連携し、施設支援を行う。

第九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重

1 啓発及び知識の普及

- (1) 鳥取市保健所は、新興感染症の発生・まん延時には、新たな病原体に対する正しい知識、最新の感染動向、効果的な感染対策方法等、啓発及び知識の普及を図る。
- (2) 鳥取市保健所は、関係部局等と連携して、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除、予防についての正しい知識の普及を図る。また、鳥取市公式ホームページ等を活用して、感染症に関する情報を発信し、感染予防の啓発を行う。
- (3) 外国人に対する適用
鳥取市保健所管内に居住又は滞在する外国人に対して、感染症に関する知識の普及を図るため、鳥取市保健所や東部地域4町及び本市の窓口にパンフレットを備える等により、情報の提供を行う。
- (4) 鳥取市保健所による情報提供と相談
鳥取市保健所は、住民の求めに応じて感染症に関する情報を提供するとともに、相談等の要望に的確に対応する。

2 人権の尊重

- (1) 患者等のプライバシーを保護するため、医師は市長へ感染症法第12条第1項の規定に基づく届出を行った場合には、状況に応じて、患者等に届出の事実等を伝えるよう努める。
- (2) 鳥取市保健所は、患者に関する情報の流出防止のため、行政、教育及び医療機関等の関係機関の職員に対して個人情報の保護に関する意識の高揚を図るとともに、適切な指導を行いその徹底を図る。
- (3) 鳥取市保健所は、東部地域4町及び本市の人権擁護に関する部局との連携を図るとともに、広報に関する部局と連携し、平常時から報道機関との連携を図りながら、報道機関に情報を提供する場合は、個人情報に留意し、的確な情報を提供するよう努める。

3 関係各機関との連携

- (1) 鳥取市保健所は、国が開催する会議や中国五県感染症対策連絡会議等において、国及び他の都道府県等と情報交換を行うなど密接な連携を図る。
- (2) 鳥取市保健所は、日頃から県及び他の保健所と情報交換を行うなど密接な連携を図る。また、鳥取市保健所は東部地域4町及び本市の関係部局と会議等を活用して、情報交換等を行う。

第十 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上

1 感染症予防に関する人材の養成及び資質の向上

- (1) 鳥取市保健所は、感染症患者の治療に当たる医療専門職のほか、適切な感染拡大防止対策を行うための感染管理の専門家、感染症の疫学情報を分析する専門家、行政の中において感染症対策の政策立案を担う人材等、多様な人材を確保するため、県等と連携・協力して、感染症に関する人材の養成及び資質

の向上に取り組む。

- (2) 鳥取市保健所は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース（FETP-J）等に鳥取市保健所職員を積極的に派遣するとともに、感染症に関する講習会等（鳥取市保健所における実践型訓練を含む。）を開催し、鳥取市保健所の職員等、感染症有事体制に構成される人員を対象に研修の充実を図る。
- (3) 感染症対策担当部門、食品衛生担当部門、環境衛生担当部門等が連携し、独自に疫学、試験検査等に関する講習会等を開催し、鳥取市保健所の関係職員の資質向上を図る。
- (4) 鳥取市保健所は、高齢化の進展などに対応するため、社会福祉施設等に対して、感染症に対する最新の情報を提供していくとともに、社会福祉施設等が開催する研修会へ職員を派遣するなど、施設の体制整備に協力していく。

2 研修・訓練の実施

鳥取市保健所は、感染症有事体制に構成される人員を対象に、全員が年1回研修を受講できるよう研修・訓練を実施する。なお、研修・訓練の実施においては、県、医師会等医療関係団体、感染症指定医療機関等と連携を図る。

<研修・訓練回数>

項目	目標値
保健所の感染症有事体制の構成人員を対象とした研修・訓練の回数	1回以上

第十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

1 予防に関する体制の確保

- (1) 鳥取市保健所は、感染症のまん延が長期間継続する可能性も考慮し、必要となる鳥取市保健所の人員数を想定し、感染症発生時においてその体制を迅速に切り替えることができるようにする。
- (2) 体制の整備に当たっては、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄を始め、業務の外部委託や鳥取市保健所における一元的な実施、ICTの活用などを通じた業務の効率化を積極的に進めるとともに、本庁、地域保健法第21条第1項に規定する者（以下「IHEAT要員」という。）、県等からの応援体制を含めた人員体制、受入体制の構築等を図る。
- (3) 鳥取市保健所は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進や地域の健康危機管理体制を確保するため、鳥取市保健所における保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置する。
- (4) 鳥取市保健所は、保健所の業務ひっ迫時における臨時的な人員確保の方策として、IHEAT要員による支援体制を確保する。

県と連携し、IHEAT要員の確保や実践的な訓練の実施、IHEAT要員の支援を受けるための体制整備など、IHEAT要員の活用を想定した準備を行う。

2 鳥取市保健所の体制整備

鳥取市保健所における流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応する人員を確保するとともに、IHEAT要員を確保する。

<人員体制>

項目	目標値
流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応する人員確保数※	99人
即応可能なIHEAT 要員の確保数（IHEAT 研修受講者数）	8人

※新型コロナウイルス感染症第6波レベルの対応を可能とするための準備期間・人員から設定。また、業務量に対応する人員確保数については、1日8時間勤務を1人分とし、1日12時間勤務の業務量として設定。

第十二 緊急時における危機管理対応

1 鳥取市新型インフルエンザ等対策本部の設置及び機動的対応

- (1) 新型インフルエンザ等の発生に備え、必要がある場合、副市長を議長とする「新型インフルエンザ等庁内対策会議（以下「市庁内対策会議」という。）」を開催し、事前準備、関係部局間等の連携調整等を行う。また、「新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）」の設置後においても、対策の実施にあたる関係部局間等の連携強化調整等を行う。
- (2) 新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（特措法第32条第1項）がされたときは、速やかに市長を本部長とする「市対策本部」を設置し、総合的な対策を全庁的に実施する体制を整える。
- (3) 新型インフルエンザ等の感染症発生時には、「鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画※1」に基づき対応することとするが、具体的な対応については、「鳥取市新型インフルエンザ等業務対応マニュアル（以下「対応マニュアル」という。）※2」及び「鳥取市健康危機管理マニュアル※3」に基づき、県と連携を図りながら機動的に対策を実行する。
- (4) 一類感染症等の健康危機管理についても、国の方針も踏まえながら県と連携し、具体的な対応を示したマニュアルを整備していく。
 - ※1 新型インフルエンザ等感染症対策の実施に関する措置及び対策の方向性を示したもの。
 - ※2 新型インフルエンザ等感染症発生時の具体的な対応等をまとめたもの。
 - ※3 健康危機発生時の初動体制等をまとめたもので、原因が感染症に限定されない。

2 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策

- (1) 一類感染症及び新興感染症患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、鳥取市保健所は、当該感染症の患者が発生した場合の移送体制の方法等について必要な計画を定める。
- (2) 感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要がある場合には、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し必要な協力を求め、迅速かつ的確な措置を講じる。
- (3) 新感染症の患者の発生や生物テロが想定される場合などにおいては、国から職員や専門家の派遣等の支援を受けながら、迅速かつ的確な対策を講じる。

3 緊急時における国との連絡体制

- (1) 鳥取市保健所は、感染症法第12条第2項に規定する国及び県への報告を迅速かつ的確に行うとともに、特に新感染症や指定感染症への対応を行う場合には、緊密な連携を図る。
- (2) 検疫所から一類感染症の患者等を発見した旨の情報を受けた場合には、検疫所及び県と連携して水際でのまん延防止に努める。

4 地方公共団体相互間の連絡体制

鳥取市保健所は、平常時から県及び東部地域4町及び本市の関係部局に対し感染症発生動向調査等の情報を提供し、緊密な連携を保つとともに、広域的又は大規模な集団発生が生じた場合は、必要に応じ相互に応援職員、専門家の派遣を行うものとする。

また、中国各県と中国五県感染症対策連絡会議等を活用し、相互に情報交換、応援職員や専門家の派遣等を行うとともに、必要に応じて他の都道府県との連携を図るよう努める。

5 緊急時における情報提供

緊急時においては、住民に対して感染症の患者の発生の状況や医学的知見など住民が感染症予防等の対策を講じる上で有益な情報を、パニック防止という観点も考慮しつつ、可能な限り提供することが重要であることから、県、関係市町村や報道機関等と連携を取りながら、複数の情報提供媒体により、理解しやすい内容で情報提供を行う。

第十三 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

1 施設内感染の防止

(1) 鳥取市保健所及び県は、連携を図り、医学的知見を踏まえた適切な情報を病院、診療所、老人福祉施設等の関係者への提供するよう努める。

(2) 感染制御に関する医療機関及び関係行政機関等が参加するネットワーク（「感染制御地域支援ネットワーク」をいう。以下同じ。）において、院内感染防止の情報共有を図りつつ、ネットワークの感染制御専門家チームは医療機関等が取り組む院内感染対策を支援するとともに、新興感染症も含め医療関連感染症発生等の緊急時に医療機関等に的確に支援を行うよう努める。

2 災害防疫

災害が発生した場合、鳥取市保健所、県及び関係市町村は、相互に連携し、速やかな情報の入手に努めるとともに、必要に応じ鳥取市保健所を拠点として、県と連携した迅速な医療機関の確保、防災活動、保健活動等を実施し、感染症の発生及びまん延の防止に努める。

3 動物由来感染症対策

鳥取市保健所は、獣医師会等と連携を図り、獣医師に対して感染症法第13条に規定する届出義務について周知するとともに、関係機関及び団体等との情報交換等を通じた連携を図り、必要に応じて住民への動物由来感染症に関する情報提供を行う。

また、鳥取市保健所は、関係機関や団体と連携をとり、動物の病原体保有状況調査等に必要な体制の構築を進めるとともに、感染症対策担当部門においては、ペット等の動物に関する施策を担当する部門と適切な連携を図る。

鳥取市保健所管内の家きん農場において 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に規定される鳥インフルエンザが発生した場合は、農場の従事者や防疫作業従事者等の接触者に対する調査を実施するなど、ヒトへの感染防止に必要な対応を行う。

4 薬剤耐性対策

鳥取市保健所は、医療機関において、薬剤耐性の対策及び抗菌薬の適正使用が行われるよう、県、ネットワーク及び関係機関と連携し、適切な方策を講じる。